

子家発 0324 第 1 号

令和 2 年 3 月 24 日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

（ 公 印 省 略 ）

「児童扶養手当法第 13 条の 3 の規定に基づく一部支給停止措置及び一部支給停止措置適用除外に係る事務について」の一部改正について

今般、「児童扶養手当法第 13 条の 3 の規定に基づく一部支給停止措置及び一部支給停止措置適用除外に係る事務について」（平成 20 年 3 月 31 日雇児福発第 0331001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）を別添のとおり一部改正したので通知する。